

令和6年3月5日

市民オンブズマン池田

共同代表 村端 浩 様 宮嶋 将晴 様 松澤 周三 様 日妻 正孝 様

池田町議会議長 横澤 はま

和澤議員についての質問書の回答について

早春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和6年2月26日にいただきました標記質問書につき下記のとおり回答いたします。

今後とも、池田町議会に対しましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

質問① 議会会議規則に則り事案発生から3日以内に処分要求書が出されているにも関わらず、速やかに懲罰委員会が設置されなかった理由は何かをお伺いしたい。

回答 処分要求は、本会議で議題とし、これにより懲罰特別委員会が設置されます。直近の本会議である2月27日に懲罰動議（処分要求を含む）を議題とし、懲罰特別委員会を設置しました。

委員会条例第6条 懲罰動議があったときは懲罰特別委員会が設置される。

質問② 本会は、和澤議員の暴言は池田町議会基本条例および議会会議規則に違反する重大事案であると見做しているが、議長としての認識と対応をお伺いしたい。

回答 議長席からは和澤議員の声は確認できず、三枝議員の和澤議員に係る発言の時点で制止できませんでした。本来であれば散会后に双方に確認し対処すべきであったと考えます。

質問③ 三枝議員からは、今後において議会が真に町民の付託に応える役割を果たすことができるように、はじめのある解決をはかってほしいとの意見が寄せられている。本会としても、法的措置（侮辱罪での刑事告発）に至ることは決して好ましい対応であるとは考えていない。そのような事態に立ち至らないよう、速やかな本人及び議会の対応が必要になっている。議長としての見解をお伺いしたい。

回答 懲罰特別委員会を設置し付託しましたので、委員会の審査結果を踏まえ本会議で懲罰の決定をいたします。

質問④ 議会における一連の不祥事について、議長が判断し采配を振れば済むことも多い（ヤジの制止、三枝議員及び町民からの処分要求書の対応、懲罰委員会の設置など）と思われる。従って、これらの処理の不手際については議長として大きな責任があると考えられるが、どのように認識されているのかをお伺いしたい。

回答 今後このような事案が生じた場合は速やかに対処し、適正な議会運営に努めてまいります。

連絡先 池田町議会事務局 池田町大字池田 3203-6 TEL : 0261-62-3131 Fax : 0261-62-9529 Eメール : gikai@town.ikeda.nagano.jp
--